資料１－１

令和５年度　依存症対策強化事業の全体像

* 「普及啓発の強化」「相談支援体制の強化」「治療体制の強化」「切れ目のない回復支援体制の強化」「大阪独自の支援体制の強化」「調査・分析の推進」「人材の養成」の７つの基本方針に沿って、総合的かつ計画的に対策を推進する。

依存症対策強化事業

① 普及啓発の強化

重点①

若年層を対象とした予防啓発の強化

・児童・生徒への普及啓発（新規・拡充）

・大学・専修学校等への普及啓発

・若年層にかかわる機会がある人たちへの普及啓発

重点②

依存症に関する正しい知識の普及と理解の促進

・府民への普及啓発（新規）

・多様な関係機関と連携した啓発月間における普及啓発（拡充）

② 相談支援体制の強化

重点③

依存症の本人及びその家族等への相談支援体制の充実

・相談窓口の整備（新規）

・本人及び家族等への相談支援の充実

・回復支援の充実

③ 治療体制の強化

重点④

治療可能な医療機関の拡充と治療体制の構築

　・依存症の治療が可能な医療機関の充実

　・専門治療プログラムの普及

　・受診したギャンブル等依存症の本人等への支援

④ 切れ目のない回復支援体制の強化

重点⑤

関係機関等との協働による切れ目のない支援の推進

　　・ネットワークの強化（新規）

　　・円滑な連携支援の実施（新規）

　　・地域連携モデル事業

　重点⑥

　自助グループ・民間団体等の活動の充実

　　・自助グループ・民間団体等が行う活動への支援（拡充）

　　・自助グループ・民間団体等との協働

⑤ 大阪独自の支援体制の推進

重点⑦

予防から相談、治療及び回復支援体制の推進

　　・OATISによる取組みの推進

　　・「（仮称）大阪依存症センター」の整備検討（新規）

　⑥調査・分析の推進

　重点⑧

　ギャンブル等依存症に関する調査・分析の推進

　　・ギャンブル等依存症に関する実態調査

　　・ギャンブル等依存症の本人及びその家族等の実状把握（拡充）

　⑦人材の養成

　重点⑨

　相談支援等を担う人材の養成

　　・段階的養成プログラムの作成検討（新規）

　　・様々な相談窓口等での相談対応力の向上

その他

計画推進体制整備事業

　・大阪府ギャンブル等依存症対策推進本部の運営（新規）

　・大阪府ギャンブル等依存症対策推進会議の運営（新規）

アルコール健康障がい対策推進計画検討事業

　・アルコール健康障がい対策推進計画の検討

専門医療機関（政令市含む）R5年５月時点

　・アルコール健康障がい（15カ所）

・ 薬物依存症（５カ所）

・ ギャンブル等依存症（７カ所）

相談拠点機関

　・大阪府こころの健康総合センター

・大阪府及び中核市保健所（東大阪市については、保健センター）

・大阪市こころの健康センター

・堺市こころの健康センター

連携協力体制の強化・推進

大阪府依存症関連機関連携会議＜本会議・部会＞（事務局　大阪府こころの健康総合センター）

　　・　依存症の当事者及び家族・自助グループ・回復施設・民間団体・医療関係機関・福祉関係機関・司法関係機関・行政機関（国・市町村）

○　大阪府依存症対策庁内連携会議（事務局　健康医療部地域保健課）

　　・　政策企画部・府民文化部・IR推進局・福祉部・健康医療部・商工労働部・都市整備部・教育庁・警察本部

○　大阪アディクションセンター（OAC）（事務局　大阪府こころの健康総合センター）

　　・　医療・福祉・司法・自助グループ・行政等　57機関（R５年５月現在）